

対中直接投資の構造変化 —租税回避の視点から—

宇都宮 浩一

はじめに

第1章 対中直接投資の現状

第2章 タックス・ヘイブン

第1節 OECD 租税委員会 1998 年報告書

第2節 タックス・ヘイブンの機能

第3節 対中直接投資におけるタックス・ヘイブンの台頭

第3章 対中直接投資の構造変化

第1節 利益獲得とタックス・プランニング

第2節 対中直接投資の新たな要素

第3節 優遇税制と所得税改革

おわりに

はじめに

改革開放政策以降、対中直接投資¹の中心となったのは、先進資本主義諸国の多国籍企業の貢献も大きかったが、世界中で事業活動を行っている『華人』の貢献が大きいとされており、改革開放政策に転換して以降、主として縁故者や出身地に対して直接投資を行ったとされている。また、彼らの投資窓口として香港が利用されているともいわれている²。しかし、WTO 加盟を経て世界中の投資を引き付ける市場となった 21 世紀以降においては、誰が中国へ投資しているのか、その実態が見えにくくなっている。

多国籍企業の行動原理は世界規模での利益最大化である。したがって、どこで生産活動を行ってコストを圧縮し、どのような市場アクセスを用意し、どの市場で販売して利益を上げ、どこでその利益を留保・回収するか、というスキームが重要となってくる。このうち、最終的な利益水準に直接影響を及ぼす国際税務戦略は、重要性を増している。とくに近年、対中直接投資の主要相手国・地域に英領ヴァージン諸島などのいわゆるタックス・ヘイブン³として知られる国・地域が頻出するよ

¹ 本報告でいう「対中直接投資」は、中国語の「外商直接投資」と同一である。中国国家統計局は、「華僑・台湾・香港・マカオを含む中国国外で設立された企業が、中国法に基づき現金・実物・技術等を用いて中国国内で設立する外商独資企業、中外合資経営企業、中外合作経営企業あるいは資源の共同開発の投資(再投資含む)、政府部門が承認した国内企業の投資額の範囲内で外国から借入れる資金」と規定している。なお、中国国家統計局では、この概念を「Foreign Direct Investments(FDI)」と訳している。中国統計年鑑 2007 年版 757 ページ参照。

² 加藤、上原(2004)220-221 ページ、および大橋(2003)135-138 ページ。

³ タックス・ヘイブンの定義について、広義に解せば「事実上世界のあらゆる国には少なく

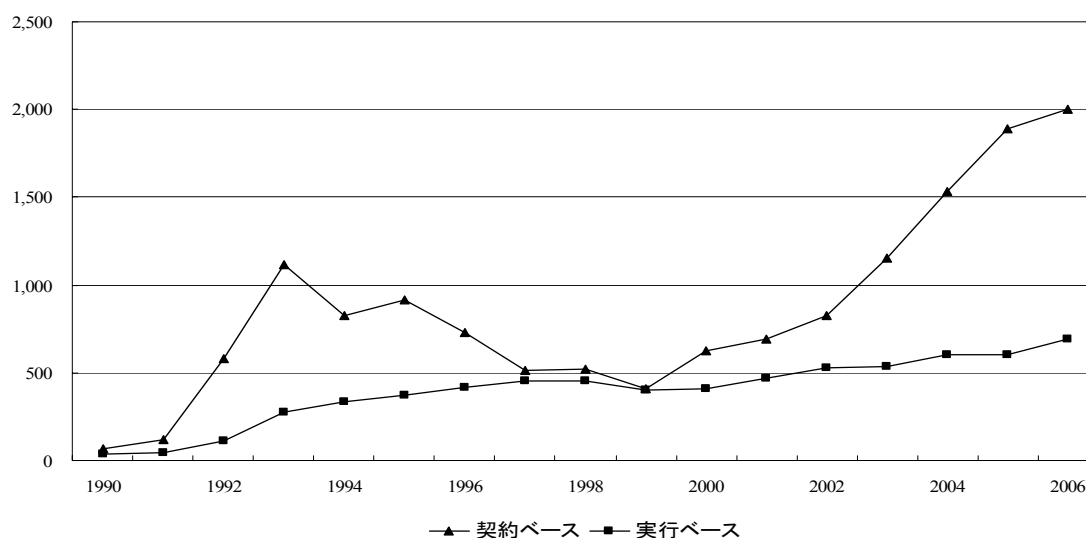
うになったことは国際機関においても指摘されており⁴、香港やシンガポール経由に加えて、タックス・ヘイブンを利用した租税回避戦略＝タックス・プランニング⁵が組み込まれるようになっている。タックス・プランニングとは、企業が経営レベルでの意思決定段階から税務リスクを認識するとともに、これを回避しつつ事業全体の税務負担を最適化させるものである⁶。

本報告では、まず中国の対外経済について、投資および企業の登記状況などに関する中国政府が公表している統計に着目し、現状とその変化を明らかにする。また、タックス・ヘイブンを利用した対中直接投資が増えた背景には、世界規模での利益最大化という多国籍企業の戦略が現れており、タックス・ヘイブンを利用したタックス・プランニングが対中直接投資に組み込まれるようになった点を指摘する。とくに、2000年以降の変化については、WTO加盟、およびOECD『有害な税の競争』報告書の公表とその修正がその動向に少なからず影響を与えている点を指摘する。この点に関連して、2008年に施行される新企業所得税では優遇措置が撤廃されるとともにタックス・ヘイブン対策税制が導入される予定であり、この点についても述べる。

第1章 対中直接投資の現状

中国政府の外資導入の目的は、資金導入・技術獲得・雇用創出・外貨獲得が中心である。直接投資の主体は外国の多国籍企業であり、その中心は中国への直接投資による進出であった。

(表 1-1)1990年から2006年の対中直接投資状況(単位:万ドル)



出所:中国統計年鑑各年版より作成

とも何らかの意味でタックス・ヘイブンとしての資格がある(本庄(2004)404ページ)が、本報告ではOECD(2000)の定義を用いている。これについては、第2章第1節参照。

⁴ OECD(2005)36ページでは、"Official figures show almost half as coming from Hong Kong, China or tax heaven."と指摘されている。

⁵ 日本機械輸出組合(2007)67ページ。

⁶ 本庄(2004)138ページ。

(表 1-1)は 1979 年から 2006 年の対中直接投資の推移を示している。改革開放以降、中国は直接投資の受け入れを活発化したが、1989 年の第二次天安門事件などの政治的混乱もあってその受入態勢は安定しなかった。しかし、1992 年の鄧小平による「南巡講話」によって政策変動リスクが軽減されると、対中直接投資は急増した。多様な経済特区や外資企業に対する寛大な優遇税制は、国際的な投資受入競争を勝ち抜くための有効な政策手段となった。その後は、契約ベースはアジア通貨危機などの影響を受け低迷するが、WTO 加盟前後から増加傾向が顕著になっている。実行ベースはこの間も着実な伸びを示している。

次に、対中直接投資の総額・件数と、総額を件数で除した 1 件当たり投資額について、相手国・地域別に見ていく。(表 1-2)は契約件数が多い国・地域であるが、香港・韓国・台湾・米国・日本・英領ヴァージン諸島の 6 カ国・地域で全体の約 80%を占めている。(表 1-3)は契約ベース金額の上位 10 カ国・地域であるが、こちらも同じ 6 カ国・地域で全体の約 75%を占めており、これらの国・地域の対中直接投資が件数、金額ともに大きいものであることがわかる。しかし、(表 1-4)の 1 件当たり投資額をみると、タックス・ヘイブンが上位に入っている。上述の 6 カ国・地域と比べると、とくに台湾や韓国と比べると、1 件当たり投資額が非常に大きいことがわかる。しかし、この間のタックス・ヘイブンと中国の貿易については、極めて限定的な金額に留まっていた⁷。

また、外国企業の中国への登記状況を見てみると、前述の香港・韓国・台湾・米国・日本・英領ヴァージン諸島の 6 カ国・地域で登記社数は約 80%(表 1-5)、登録資本金額は約 75%(表 1-6)を占めているが、登記 1 社当たり登録資本金額(表 1-7)はタックス・ヘイブンが上位をほぼ独占し、しかもその規模が非常に大きいことがわかる。

これらの統計から、以下の点が指摘できる。投資状況では、香港・韓国・台湾・米国・日本・英領ヴァージン諸島の 6 カ国・地域で全体の約 75%を占める。企業の登記状況も投資状況とほぼ同様であり、上記の 6 カ国・地域で全体の約 75%を占める。しかし、1 件当たり投資額、1 社当たり登録資本金額をみると状況は一変し、上記 6 カ国・地域は上位からほぼ姿を消し、替わってタックス・ヘイブンが出現する。投資を個別に見る必要があるが、規模の大きな対中直接投資はタックス・ヘイブンを通じてなされていると推察できる。企業の登記状況にもこの傾向は顕著に現れている。一方、上記 6 カ国・地域のうち、とくに台湾は 1 件当たり投資額、1 社当たり登録資本金額ともに世界平均を大きく下回っており、台湾からの対中直接投資は小規模なものであるといえる。なお、対象を投資件数 100 件以上、登記数 100 社以上に絞ったため、この制限をはずすと上記の傾向はより顕著になる。

⁷ タックス・ヘイブンと中国との貿易については、(表 2-3)を参照されたい。

(表 1-2) 2000 年から 2005 年の中国の外商投資企業契約件数上位 10 カ国・地域(フロー, 単位: 件)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	契約件数	国名	契約件数	国名	契約件数	国名	契約件数	国名	契約件数	国名	契約件数
1	香港	7,199	香港	8,008	香港	10,845	香港	13,633	香港	14,719	香港	14,831
2	台湾	3,108	台湾	4,214	台湾	4,853	韓国	4,920	韓国	5,625	韓国	6,115
3	米国	2,609	韓国	2,909	韓国	4,008	台湾	4,495	台湾	4,002	台湾	3,907
4	韓国	2,565	米国	2,606	米国	3,363	米国	4,060	米国	3,925	米国	3,741
5	日本	1,614	日本	2,019	日本	2,745	日本	3,254	日本	3,454	日本	3,269
6	英領ヴァージン諸島	1,157	英領ヴァージン諸島	1,512	英領ヴァージン諸島	1,959	英領ヴァージン諸島	2,218	英領ヴァージン諸島	2,641	英領ヴァージン諸島	2,493
7	シンガポール	622	シンガポール	675	シンガポール	930	シンガポール	1,144	シンガポール	1,278	シンガポール	1,217
8	カナダ	438	カナダ	543	カナダ	708	カナダ	901	カナダ	995	カナダ	964
9	マカオ	433	マカオ	458	オーストラリア	592	オーストラリア	785	サモア	790	サモア	806
10	オーストラリア	393	オーストラリア	439	サモア	533	サモア	678	オーストラリア	736	マカオ	707
	総計	22,347	総計	26,140	総計	34,171	総計	41,081	総計	43,664	総計	44,001

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-3) 2000 年から 2005 年の外商投資企業投資額上位 10 カ国・地域(フロー, 契約ベース, 単位: 万ドル)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額
1	香港	1,696,105	香港	2,068,586	香港	2,520,183	香港	4,070,803	香港	5,013,753	香港	6,323,467
2	米国	800,089	英領ヴァージン諸島	877,177	英領ヴァージン諸島	1,264,980	英領ヴァージン諸島	1,266,416	英領ヴァージン諸島	1,939,566	英領ヴァージン諸島	2,202,783
3	英領ヴァージン諸島	752,162	米国	751,487	米国	815,647	米国	1,016,147	韓国	1,391,081	韓国	1,976,010
4	台湾	404,189	台湾	691,419	台湾	674,084	韓国	917,716	米国	1,216,516	米国	1,351,150
5	日本	368,051	日本	541,973	日本	529,804	台湾	855,787	台湾	930,594	日本	1,191,988
6	オランダ	341,412	韓国	348,740	韓国	528,222	日本	795,535	日本	916,206	台湾	1,035,825
7	ケイマン諸島	313,898	シンガポール	198,417	シンガポール	278,548	シンガポール	341,873	シンガポール	442,252	シンガポール	521,431
8	ドイツ	290,009	ケイマン諸島	160,926	ケイマン諸島	225,773	サモア	288,488	サモア	325,234	サモア	411,255
9	韓国	238,582	英国	151,564	サモア	187,782	オーストラリア	191,488	ケイマン諸島	324,518	ドイツ	342,547
10	シンガポール	203,074	サモア	137,033	カナダ	114,843	ケイマン諸島	169,453	モリシャス	229,529	ケイマン諸島	340,129
	総計	6,237,952	総計	6,919,455	総計	8,276,833	総計	11,506,969	総計	15,347,898	総計	18,906,398

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-4) 2000 年から 2005 年の外商投資企業 1 社当たり投資額上位 10 カ国・地域(件数 100 件以上, 契約ベース, 単位: 万ドル)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模
1	オランダ	3,347.2	オランダ	854.4	ケイマン諸島	1,134.5	ケイマン諸島	780.9	ケイマン諸島	1,330.0	ケイマン諸島	1,298.2
2	ケイマン諸島	1,925.8	ケイマン諸島	825.3	英領ヴァージン諸島	645.7	英領ヴァージン諸島	571.0	モリシャス	786.1	モリシャス	994.6
3	ドイツ	989.8	英領ヴァージン諸島	580.1	フランス	542.5	オランダ	503.4	英領ヴァージン諸島	734.4	英領ヴァージン諸島	883.6
4	英領ヴァージン諸島	650.1	英国	563.4	オランダ	406.5	インドネシア	441.4	オランダ	498.3	タイ	705.3
5	フランス	463.1	モリシャス	477.9	サモア	352.3	モリシャス	387.6	タイ	490.4	オランダ	652.8
6	サモア	456.9	ドイツ	418.4	英国	341.9	サモア	381.2	フランス	425.5	ドイツ	527.0
7	マレーシア	329.2	フランス	374.7	シンガポール	299.5	タイ	315.7	サモア	411.7	サモア	510.2
8	シンガポール	326.5	サモア	366.4	モリシャス	287.7	ドイツ	308.4	ドイツ	375.3	インドネシア	494.3
9	英国	319.6	シンガポール	294.0	ドイツ	260.0	シンガポール	298.8	マレーシア	369.3	スイス	461.5
10	米国	306.7	米国	288.4	マレーシア	248.5	香港	298.6	シンガポール	345.8	シンガポール	428.5
参考	米国	-	米国	-	米国	242.5	米国	250.3	米国	309.9	米国	361.2
	香港	235.6	香港	258.3	香港	232.4	香港	-	香港	340.6	香港	426.4
	台湾	130.0	台湾	164.1	台湾	138.9	台湾	190.4	台湾	232.5	台湾	265.1
	韓国	93.0	韓国	119.9	韓国	131.8	韓国	186.5	韓国	247.3	韓国	323.1
	日本	228.0	日本	268.4	日本	193.0	日本	244.5	日本	265.3	日本	364.6
	世界平均	279.1	世界平均	264.7	世界平均	242.2	世界平均	280.1	世界平均	351.5	世界平均	429.7

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-5) 2000 年から 2005 年の外商投資企業登記数上位 10 カ国・地域(年末ストック, 単位:社)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	登記数	国名	登記数	国名	登記数	国名	登記数	国名	登記数	国名	登記数
1	香港	100,134	香港	92,616	香港	90,046	香港	93,081	香港	95,778	香港	99,919
2	台湾	24,585	台湾	25,017	台湾	25,613	台湾	26,938	台湾	27,386	台湾	27,947
3	米国	18,283	米国	18,821	米国	19,389	米国	21,193	米国	22,445	米国	23,649
4	日本	14,282	日本	15,164	日本	16,236	日本	18,136	日本	19,779	日本	21,586
5	韓国	9,559	韓国	11,027	韓国	13,010	韓国	16,407	韓国	18,760	韓国	21,062
6	シンガポール	6,299	シンガポール	6,362	英領ヴァージン諸島	6,136	英領ヴァージン諸島	7,358	英領ヴァージン諸島	8,897	英領ヴァージン諸島	10,815
7	マカオ	3,911	英領ヴァージン諸島	4,353	マカオ	3,331	シンガポール	6,693	シンガポール	7,224	シンガポール	7,698
8	英領ヴァージン諸島	2,811	マカオ	3,566	カナダ	3,062	カナダ	3,546	カナダ	4,001	カナダ	4,410
9	カナダ	2,754	カナダ	2,862	オーストラリア	2,760	マカオ	3,233	マカオ	3,517	マカオ	3,824
10	オーストラリア	2,447	オーストラリア	2,547	シンガポール	2,660	オーストラリア	3,182	オーストラリア	3,408	オーストラリア	3,532
	世界計	203,208	世界計	202,306	世界計	208,056	世界計	226,373	世界計	242,284	世界計	260,000

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-6) 2000 年から 2005 年の外商投資企業登録資本金額上位 10 カ国・地域(年末ストック, 単位:万ドル)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	資本金	国名	資本金	国名	資本金	国名	資本金	国名	資本金	国名	資本金
1	香港	23,301,205	香港	22,946,614	香港	23,666,854	香港	26,159,424	香港	29,540,627	香港	31,639,607
2	米国	4,590,723	米国	4,670,881	米国	4,737,381	米国	5,371,505	英領ヴァージン諸島	5,992,066	英領ヴァージン諸島	8,040,409
3	日本	3,715,794	日本	4,078,417	日本	4,094,385	日本	5,186,707	米国	5,907,249	米国	6,508,829
4	台湾	2,445,885	英領ヴァージン諸島	2,676,561	英領ヴァージン諸島	3,820,766	英領ヴァージン諸島	4,521,581	日本	5,674,068	日本	6,222,412
5	シンガポール	2,115,324	台湾	2,581,590	台湾	2,832,880	台湾	3,119,009	台湾	3,467,700	台湾	3,781,124
6	英領ヴァージン諸島	1,840,742	シンガポール	2,231,299	シンガポール	2,363,982	シンガポール	2,495,047	韓国	2,874,172	韓国	3,317,910
7	韓国	1,347,129	韓国	1,421,884	韓国	1,584,175	韓国	2,168,482	シンガポール	2,844,929	シンガポール	3,127,047
8	英国	1,173,895	英国	1,289,198	英国	1,428,883	ドイツ	1,466,133	英国	1,490,127	ドイツ	1,906,856
9	ドイツ	1,108,564	ドイツ	1,181,614	ドイツ	1,306,537	英国	1,377,107	ケイマン諸島	1,156,299	英国	1,546,450
10	マカオ	633,847	オランダ	666,566	ケイマン諸島	750,628	ケイマン諸島	949,989	ドイツ	894,591	ケイマン諸島	1,397,528
	総計	48,394,975	総計	50,577,691	総計	55,211,904	総計	62,264,052	総計	72,848,575	総計	72,848,575

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-7) 2000 年から 2005 年の外商投資企業 1 社当たり登記金額上位 10 カ国・地域(登記数 100 社以上, 単位:万ドル)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模
1	ケイマン諸島	1,411.1	バミューダ	1,514.7	バミューダ	1,500.5	バミューダ	1,446.6	バミューダ	1,841.8	バミューダ	1,920.8
2	バミューダ	1,192.4	ケイマン諸島	1,077.9	ケイマン諸島	1,032.5	ルーマニア	1,197.5	ケイマン諸島	1,114.0	ケイマン諸島	1,114.5
3	オランダ	885.9	オランダ	942.8	オランダ	957.8	ケイマン諸島	1,112.4	オランダ	907.9	オランダ	922.3
4	モリジヤス	837.6	スイス	809.5	シンガポール	888.7	オランダ	1,032.7	スイス	677.4	英領ヴァージン諸島	743.4
5	英領ヴァージン諸島	654.8	英領ヴァージン諸島	614.9	スイス	808.6	スイス	802.0	英領ヴァージン諸島	673.5	モリジヤス	667.8
6	デンマーク	654.0	デンマーク	604.2	英領ヴァージン諸島	622.7	英領ヴァージン諸島	614.5	モリジヤス	581.0	バハマ	632.9
7	ドイツ	603.1	ドイツ	587.0	ドイツ	612.8	ドイツ	607.6	英国	534.5	スイス	630.4
8	スイス	590.4	モリジヤス	559.7	英国	587.5	フランス	550.2	バハマ	528.8	ドイツ	602.7
9	英国	550.6	英国	556.9	デンマーク	585.1	デンマーク	535.0	フランス	518.5	デンマーク	592.6
10	フランス	469.0	フランス	490.2	フランス	558.0	英国	526.2	デンマーク	498.0	フランス	538.1
参考	香港	232.7	香港	247.8	香港	262.8	香港	281.0	香港	308.4	香港	316.7
	台湾	99.5	台湾	103.2	台湾	110.6	台湾	115.8	台湾	126.6	台湾	135.3
	韓国	140.9	韓国	128.9	韓国	121.8	韓国	132.2	韓国	153.2	韓国	157.5
	日本	260.2	日本	269.0	日本	252.2	日本	286.0	日本	286.9	日本	288.3
	世界平均	238.2	世界平均	250.0	世界平均	265.4	世界平均	275.1	世界平均	300.7	世界平均	312.3

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

第2章 タックス・ヘイブン

本章では、対中直接投資の主体となりつつあるタックス・ヘイブンについて述べる。まず、OECD報告書”Harmful Tax Competition”によるタックス・ヘイブンの定義を確認するとともに、その限界について指摘する。タックス・ヘイブンの選別は難しい問題であるが、基本的にはリスト（指定）方式と客観的基準方式、もしくはこれらの併用方式が考えられる⁸。また、タックス・ヘイブンの機能について、どのような方法で対中直接投資を引き付けているのか、その優遇税制措置から検討する。これらを踏まえた上で、対中直接投資におけるタックス・ヘイブンのポジションについて、統計から明らかにする。

第1節 OECD 租税委員会 1998 年報告書

OECD 租税委員会は、国際間競争を阻害し、税の引き下げ競争を誘発する可能性のある各国・地域の税制について1996年から議論を行っており、まず1998年にタックス・ヘイブンおよびOECD加盟国の有害税制の判定基準(1998年判定基準)を整理した報告書”Harmful Tax Competition An Emerging Global Issue”が作成された。

“Harmful Tax Competition”では、タックス・ヘイブン(Tax Haven)判定基準を次のように定めている⁹。下記①に該当し、かつ②から④のいずれかに該当する次の場合。

- ①無税若しくは名目上の課税 (No or only nominal taxes)
- ②有効な情報交換の欠如 (Lack of effective exchange of information)
- ③透明性の欠如 (Lack of transparency)
- ④実質的活動がないこと (No substantial activities)

また、有害税制 (Harmful Preferential Tax Regimes) 判定基準を次のように定めている¹⁰。下記①に該当し、かつ②から④のいずれかに該当する次の場合。

- ①無税若しくは低税率 (No or low effective tax rates)
- ②国内市場からの隔離 (“Ring-Fencing” of Regimes)
- ③透明性の欠如 (Lack of transparency)
- ④有効な情報交換の欠如 (Lack of effective exchange of information)

この判定基準をもとに、2000年にタックス・ヘイブン(表2-1)および有害税制(表2-2)のリストが作成された。リスト・アップされた国・地域は、タックス・ヘイブンは2005年末までに、有害税制については2003年6月までに是正することが求められた。その後、2001年、2004年、2006年に税制措置の進捗状況に関する報告書が出されている¹¹。

⁸ 本庄(2004)473 ページ。日本は客観的基準方式を採用しており、25%以下の税率の場合はタックス・ヘイブンとみなされる。このため、香港・シンガポールや2008年以降の中国は、日本のタックス・ヘイブン対策税制の対象となる。

⁹ OECD(1998)23 ページ。

¹⁰ OECD(1998)27 ページ。

¹¹ 2004年報告書および2006年報告書ではOECD加盟国の有害税制について、ルクセンブルクを除く全ての国で認定の撤回と、有害税制の除去・改定がなされたとしている。OECE(2004)7-10 ページ、OECD(2006)5-6 ページ。また2007年7月までにほとんどの国が除外された結果、現在はアンドラ、リヒテンシュタイン、モナコのみとなっている。OECD2007年8月7日ニュースリリース(http://www.oecd.org/document/13/0,3343,en_2649_33745_39095565_1_1_1_1,00.html)参照。

(表 2-1)タックス・ヘイブンと認定された国・地域リスト

有害税制 除去表明 国・地域 (注1)	モーリシャス	Mauritius
	バミューダ	Bermuda
	キプロス	Cyprus
	ケイマン諸島	Cayman
	サンマリノ	San Marino
	マルタ	Malta
タックス・ ヘイブン	アンドラ(注2)	Andorra
	アンギラ	Anguilla - Overseas Territory of the United Kingdom
	アンティグア・バーブーダ	Antigua and Barbuda
	アルバ	Aruba - Kingdom of the Netherlands
	バハマ	Commonwealth of the Bahamas
	バレーン	Bahrain
	バルバドス	Barbados
	ベリーズ	Belize
	英領ヴァージン諸島	British Virgin Islands - Overseas Territory of the United Kingdom
	クック諸島	Cook Islands - New Zealand
	ドミニカ	The Commonwealth of Dominica
	ジブラルタル	Gibraltar - Overseas Territory of the United Kingdom
	グレナダ	Grenada
	ガーンジー/サーク/オルダニー	Guernsey/Sark/Alderney - Dependency of the British Crown
	マン島	Isle of Man - Dependency of the British Crown
	ジャージー	Jersey - Dependency of the British Crown
	リベリア(注2)	Liberia
	リヒテンシュタイン(注2)	The Principality of Liechtenstein
	モルディヴ	The Republic of the Maldives
	マーシャル諸島(注2)	The Republic of the Marshall Islands
	モナコ(注2)	The Principality of Monaco
	モンセラット	Montserrat - Overseas Territory of the United Kingdom
	ナウル(注2)	The Republic of Nauru
	アンティルス	Netherlands Antilles - Kingdom of the Netherlands
	ニウエ	Niue - New Zealand
	パナマ	Panama
	サモア	Samoa
	セイシェル	The Republic of the Seychelles
	セント・ルシア	St. Lucia
	セント・クリストファー・ネイビス	The Federation of St. Christopher & Nevis
	セント・ビンセント及びグレナディーン諸島	St. Vincent and the Grenadines
	トンガ	Tonga
タークス・カイコス諸島	Turks & Caicos - Overseas Territory of the United Kingdom	
米領ヴァージン諸島	US Virgin Islands - External Territory of the United States	
ヴァヌアツ(注2)	The Republic of Vanuatu	

注1：有害税制除去表明国・地域は、自らの税制について OECD のタックス・ヘイブン認定基準に合致しないよう是正することを”the high level political commitment”を通じて表明した国・地域である。

注2：これらは非協力的タックス・ヘイブンとされ、OECD との交渉の結果、2005 年末までに「透明性」と「有効な情報交換」を実現することを約束しなかった国・地域であり、2002 年 4 月に公表されている。これらのうち、ヴァヌアツ共和国については 2003 年 5 月に、同年 12 月にはナウル共和国が「透明性」「有効な情報交換」について改善することを表明したため、非協力的タックス・ヘイブンから除外されている。

出所：OECD(2000)17 および 29 ページ、OECD(2004)11 ページ。

(表 2-2)有害税制と認定された国・地域リスト

業種	国名	優遇措置
保険	オーストラリア	オフショア金融税制
	ベルギー	調整本部税制
	フィンランド	アランド キャプティブ保険税制
	イタリア	トリエステ 金融サービス・保険センター
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
	ルクセンブルグ	再保険会社税制
	スウェーデン	外国損害保険会社税制
金融・リース	ベルギー	調整本部税制
	ハンガリー	ベンチャーキャピタル会社税制
	ハンガリー	国外活動会社優遇税制
	アイスランド	国際貿易会社税制
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	アイルランド	シャノン空港区域
	イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター
	ルクセンブルグ	金融支店税制
	オランダ	リスクヘッジのための国際グループ金融税制
	オランダ	企業内金融税制
	オランダ	金融支店税制
	スペイン	バスク・ナバラ コーディネーション・センター
	スイス	管理会社税制
	ファンドマネージャー	ギリシア
アイルランド		国際金融サービスセンター
ルクセンブルグ		マネジメント会社税制
ポルトガル		マデイラ 国際ビジネスセンター
銀行	オーストラリア	オフショア金融税制
	カナダ	国際金融センター
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター
	韓国	外国為替に関するオフショア業務税制
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
	トルコ	イスタンブール オフショア金融税制
地域統括本部	ベルギー	調整本部税制
	フランス	地域統括本部税制
	ドイツ	地域統括本部税制
	ギリシア	外国会社税制
	オランダ	コスト・プラス・ルーリング
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
	スペイン	バスク・ナバラ 地域統括本部
	スイス	管理会社税制
	スイス	サービス会社税制
	販売	ベルギー
フランス		物流センター税制
オランダ		コスト・プラス／リセール・マイナス・ルーリング
トルコ		トルコ自由貿易地域
サービス	ベルギー	サービス・センター
	オランダ	コスト・プラス・ルーリング
国際海運	カナダ	国際海運税制
	ドイツ	国際海運税制
	ギリシア	国際海運事務所税制
	ギリシア	国際海運税制(27条、75条)
	イタリア	国際海運税制
	オランダ	国際海運税制
	ノルウェー	国際海運税制
	ポルトガル	マデイラ国際海運税制
その他	ベルギー	インフォーマル・キャピタル・ルーリング
	ベルギー	外国販売会社税制
	カナダ	非居住者所有投資法人税制
	オランダ	インフォーマル・キャピタル・ルーリング
	オランダ	外国販売会社税制
	米国	外国販売会社税制(FSC)

出所:OECD(2000)12-14 ページ.

第2節 タックス・ヘイブンの機能¹²

タックス・ヘイブンには、課税の繰り延べに加えて、会社設立、資金運用など、様々な機能が存在している。ここでは、第1章の対中直接投資分析で頻出した代表的なタックス・ヘイブンについて、その機能と特徴を紹介する。

1. モーリシャス¹³

東アジアとヨーロッパの中間にあり、オランダ、フランス、イギリスの植民地支配を経て独立した。人口の約3%が中国系で古くからチャイナタウンが形成されており、1980年代からは中国系移民を積極的に受け入れている。旧正月が祝日となるなど、アフリカ大陸の東に位置しながら中国文化の影響が見られる。このため、ここを迂回する対中直接投資が増加している。ただし、モーリシャス政府統計をみると、その対内直接投資の主要国は米国およびシンガポールであり、この2カ国で50%を越える。また、英領ヴァージン諸島、バミューダなどのタックス・ヘイブンからの投資も多い¹⁴。非居住者の登記企業を海外会社といい、外国為替管理がない。

法人税制については、基本税率は35%であるが、自由貿易地域などの企業は法人税の対象外となる。また、1998年7月1日以前に設立されたオフショア法人は税率が0%、それ以降は15%（モーリシャスで登記された企業の国外源泉所得について、これを証明する書類がなくても90%を控除できる規定があるため、実質1.5%まで軽減される）で課税される。キャピタル・ゲインに対する課税、配当・利子・ロイヤルティの支払に対する源泉徴収税はない。

これらの税制から、非居住者がモーリシャスに事業拠点を設立し、モーリシャス国内で所得を得ず、国外源泉所得のみ得ている場合、法人税率は1.5%となる。

2. ケイマン諸島

ケイマン諸島内で営業活動を行わないと申告した会社は、免税会社（Exempted Company）とされ、将来20年にわたって一切の課税が免除される。わずかな手数料を政府に支払えば、為替管理もなくほぼ自由に事業活動ができる。とくに、銀行預金利子、持ち株会社の受取配当・利子、オフショア相互基金・オープン基金、貿易会社など、多くの非課税措置がある。

3. 英領ヴァージン諸島

英領ヴァージン諸島に管理支配が有る場合は居住法人とされ、域内源泉所得は15%、域外源泉所得は1%の税率が課される。また、管理支配がない場合は非居住法人とされ、域内源泉所得および域内へ送金される所得を除きほぼ課税されない。そのため、配当や利子の形で受け取る事業会社や特定目的会社の設立に適している。なお、旧米英条約が適用され配当・利子で優遇税制が適用されるため、米国の持ち株会社が利用しやすい。

4. サモア

明文規定はなく、各種投資案件に個別に優遇を与えているようである。ただし、日付変更線近くに位置することもあり、欧州が深夜でもサモアは昼のため、これを利用した投資が多いと推察

¹² 多くのタックス・ヘイブンに関する情報は入手困難であるため、断片的な情報を集約している。クリスチアン・ヴァニー、ロナン・バラン(2007)、本庄(2004)、近藤(2006)、トーマツ(2004)、各国・地域政府サイトを参照した。

¹³ Price Water House Coopers(2002)176-178 ページ、アーサーアンダーセン(2000)349-361 ページ参照。

¹⁴ モーリシャス政府統計(<http://www.investmauritius.com/Detail.aspx?PageId=5>)参照。

できる。

5. 香港¹⁵

香港は中国に近く、またアジアの中継貿易基地・金融センターとなっているため、あらゆる面で事業活動を行う環境が整っている。対中直接投資については、英語と中国語の両方が使用可能である点で優位があり、中国への投資関連情報も集積しているなど、他のタックス・ヘイブン地域と比べて優れた点をいくつも有している。為替管理も存在しない。

税制では、国内源泉所得に対してのみ課税があり、その税率も 16%である。国外源泉所得は非課税なため、持ち株会社の受取配当・利子、キャピタル・ゲインは課税されず、費用項目の交際費に限度がないため全額を算入することが可能であり、しかも税務上の欠損金を永久に繰り越すことができる。また、2006年2月11日に相続税が撤廃されている。タバコ・アルコールを除き関税もない。

なお、2006年8月21日に、中国との間で二重課税防止協定が改定されており、配当・利子・使用料などで税率が引き下げられている。

第3節 対中直接投資におけるタックス・ヘイブンの台頭

ここでは、対中直接投資におけるタックス・ヘイブンの位置を確認する。まず、(表 2-3)は、タックス・ヘイブンの WTO への加盟を果たした後でも、OECD2000年報告書リスト国・地域の対中輸出入総額に占める割合は約 40%程度で推移している、また、その内タックス・ヘイブンと認定された国・地域は輸出入総額が非常に小さく、貿易は活発ではないか非常に限定的であることがわかる。

(表 2-3)2000年から2006年の対中輸出入総額に占める割合(単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	平均
OECD2000年報告書リスト	39.9%	40.1%	38.9%	39.1%	39.6%	39.9%	41.4%	39.8%
内 有害税制	39.4%	39.6%	38.5%	38.8%	39.2%	39.5%	41.0%	39.4%
内 タックス・ヘイブン	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%

出所:中国統計年鑑各年版より作成

次に、投資状況についてみる。第1章で見たように、契約ベースの投資総額は2000年以降急増している。まず(表 2-4)、(表 2-5)および(表 2-6)から、総投資件数・投資総額・1件当り投資額を見ると、OECD2000年報告書リスト国・地域の総投資件数に占める割合は輸出入総額に占めるそれぞれの割合と大差なく、おおむね 40%程度のシェアである。しかし、その内タックス・ヘイブン認定国・地域の割合は貿易に比して高く、件数は平均 8.7%、投資総額は 19.2%前後のシェアを持っていることがわかる。その結果、1件当り投資額は、タックス・ヘイブンでは巨額になっている。2003年以降、有害税制リスト国・地域の投資規模が全世界平均を下回るようになるが、タックス・ヘイブンのそれは増加している。

また、OECD2000年報告書リスト国・地域に香港を加えると、対中直接投資に占める件数は平均 71.4%、金額は平均 76.3%になり、対中直接投資の大部分を占めるようになる。しかし、OECD2000年報告書リスト国・地域に比べて香港の1件当り投資額は小さく、全世界平均を下回っている。これは、香港の投資件数・金額はともに巨大であるが、1件当り投資額は全世界平均を押し下げる要因となっている。

¹⁵ 税理士法人トーマツ(2007)212 ページ参照。

(表 2-4)2000 年から 2005 年の総投資件数に占める割合(単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	38.2%	37.6%	37.9%	38.8%	39.9%	40.8%	38.9%
内 有害税制	31.1%	28.6%	28.8%	30.2%	30.4%	31.6%	30.1%
内 タックス・ヘイブン	7.1%	9.0%	9.0%	8.6%	9.5%	9.2%	8.7%
香港を加えた場合	70.4%	68.2%	69.6%	72.0%	73.6%	74.5%	71.4%

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-5)2000 年から 2005 年の投資総額に占める割合(契約ベース, 単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	52.4%	42.9%	45.4%	40.5%	43.7%	43.7%	44.8%
内 有害税制	32.1%	23.9%	23.0%	24.1%	24.2%	25.7%	25.5%
内 タックス・ヘイブン	20.3%	19.0%	22.3%	16.4%	19.4%	18.0%	19.2%
香港を加えた場合	79.6%	72.8%	75.8%	75.9%	76.3%	77.1%	76.3%

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-6) 2000 年から 2005 年の 1 件当り投資額(契約ベース, 単位: 万ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	573.5	401.2	348.0	359.5	460.9	469.3	435.4
内 有害税制	456.3	279.6	303.4	224.0	260.0	322.0	307.5
内 タックス・ヘイブン	720.1	522.7	397.3	482.8	623.2	593.0	556.5
香港単独	235.6	258.3	232.4	298.6	340.6	426.4	298.6
全世界平均	279.1	264.7	242.2	280.1	351.5	429.7	307.9

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

登記状況についても見ておく。(表 2-7), (表 2-8)および(表 2-9)から, 総登記社数・登録資本金総額・1 社当り登録資本金額をみると, 投資状況と同じような傾向となっていることがわかる。登記社数・登録資本金総額に占める割合は, OECD2000 年報告書リスト国・地域が約 20%であるのに対し, タックス・ヘイブンは増加傾向を示しているものの低水準に留まっている。しかし, 1 社当り登録資本金額では, タックス・ヘイブンが比較的大きいことがわかる。

これと香港を比較すると, OECD2000 年報告書リスト国・地域に香港を加えた場合, 総登記社数・登録資本金総額に占める割合はともに約 70%になる。しかし, 香港の 1 社当り登録資本金額は全世界平均とほとんど同じ水準である。これは, 香港の総登記社数・登録資本金額はともに巨大であるが, 1 社当り登録資本金額はタックス・ヘイブンに比べて相対的に小さいことを示している。

(表 2-7)2000 年から 2005 年の総登記社数に占める割合(単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	21.3%	23.9%	26.2%	28.2%	28.9%	30.4%	26.5%
内 有害税制	19.2%	20.6%	21.7%	23.0%	23.5%	24.3%	22.0%
内 タックス・ヘイブン	2.1%	3.3%	4.5%	5.2%	5.5%	6.2%	4.4%
香港を加えた場合	70.6%	73.4%	74.3%	72.4%	70.3%	69.0%	71.7%

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-8)2000 年から 2005 年の登録資本金総額に占める割合(単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	26.3%	28.5%	29.9%	31.8%	31.0%	34.8%	30.4%
内 有害税制	20.3%	20.5%	19.8%	20.6%	18.9%	20.5%	20.1%
内 タックス・ハイブン	6.0%	8.0%	10.1%	11.2%	12.1%	14.3%	10.3%
香港を加えた場合	74.4%	74.6%	72.1%	69.2%	63.0%	63.5%	69.5%

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-9)2000 年から 2005 年の 1 社当り登録資本金額(単位:万ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	352.8	356.2	364.6	357.6	380.5	415.4	371.2
内 有害税制	298.4	307.8	327.1	333.7	300.9	326.4	315.7
内 タックス・ハイブン	436.4	416.6	414.6	381.6	434.4	475.7	426.6
香港単独	232.7	247.8	262.8	281.0	308.4	316.7	274.9
全世界平均	238.2	250.0	265.4	275.1	300.7	312.3	273.6

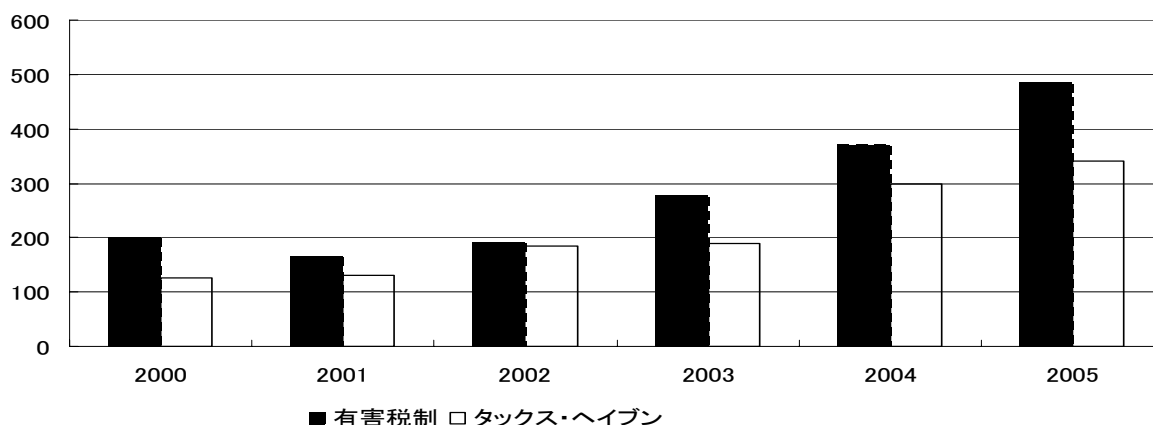
出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

これらの統計から、次のことがいえる。まず、OECD2000 年報告書リスト国・地域のうち、タックス・ハイブンの対中貿易総額に占める割合は常に低く、1%以下であった。これに比して、タックス・ハイブンの投資件数および投資総額に占める割合はそれぞれ 9%前後、18%前後であり、貿易よりも高いシェアを示している。また、1 件当り投資額は世界平均を大きく上回っていた。この傾向は企業の登記状況にも見られ、登記社数および登録資本金総額に占めるタックス・ハイブンのシェアは約 4.4%、10.3%であった。タックス・ハイブンの 1 件当り投資額は常に全世界平均および優遇税制リスト国・地域を上回っており、タックス・ハイブンの対中直接投資が規模の大きいものであることを示している。1 社当り登録資本金額についても同様で、やはりタックス・ハイブンの対中直接投資の規模の大きさを裏付けている。香港の対中直接投資は、件数は多いものの規模は小さく、タックス・ハイブンとは好対照を成している。

タックス・ハイブンの対中直接投資額について、経年変化を見ておく。(図 2-1)は、契約ベース投資額の推移である。また、(表 2-10)はこの間の OECD 租税委員会のタックス・ハイブン関連での取り組みと、WTO 加盟による中国でのルール変更を示している。タックス・ハイブン、有害税制国・地域は、ともに 2000 年の OECD タックス・ハイブンリスト公表および 2003 年の SARS 騒動の影響で一時停滞したが、WTO 加盟によって段階的に投資規制が緩和されるにともなって基本的に増加傾向を示している。

この傾向は契約ベースの対中直接投資額を見た場合、より顕著に現れる。(図 2-2)を見ると、有害税制リスト国・地域は、OECD リストが公表された翌年に減少するが、その後は中国の WTO 加盟と対外開放の加速の影響を受けて増加傾向を示している。一方、タックス・ハイブンは、2000 年リストの公表後に大幅に減少している。それでも 2001 年末の WTO 加盟の影響によって 2002 年は拡大するが、有害税制リスト国・地域に比してリストからの除外が 2003 年まで遅れたため、対外開放政策にあわせて実行ベース投資額を増やしたのは 2004 年以降であった。2005 年にはタックス・ハイブンの対中直接投資が、有害税制リスト国・地域のそれを上回っている。

(図 2-1)2000 年から 2005 年の契約ベース投資額(単位:万ドル)



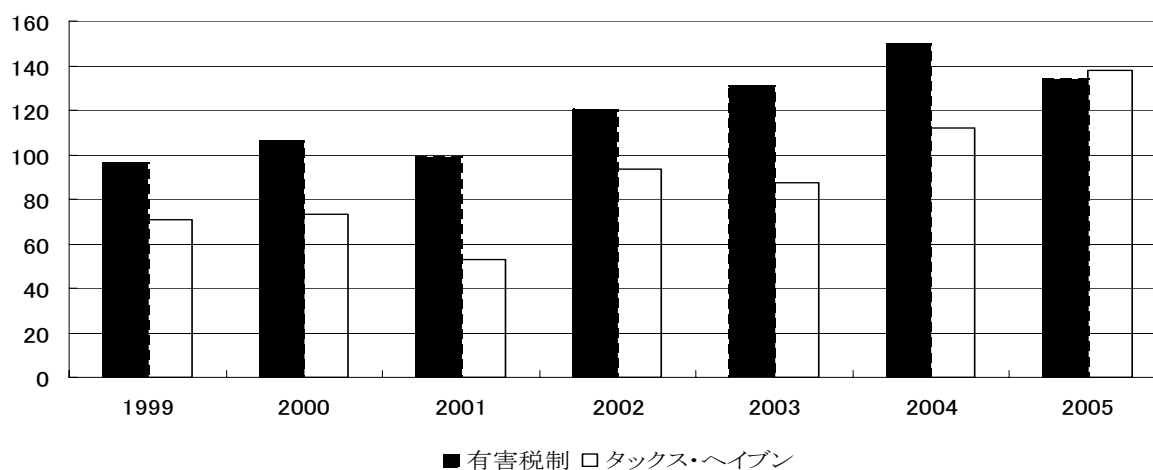
出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-10)OECD タックス・ヘイブン対策と WTO 加盟

1998年	OECD報告書“Harmful Tax Competitions”	タックス・ヘイブン, 有害税制認定基準の公表
2000年	OECDタックス・ヘイブン, 有害税制リスト公表	
2001年11月	OECD報告書アップデート	タックスヘイブンの規制
2001年12月	中国のWTO加盟	対外開放政策の拡大
2002年2月	中国「外国投資方向指導規定」公布	
2002年3月	中国「外国投資産業指導目録」改定	奨励類186→226、制限類112→75
2004年2月	OECD報告書アップデート	有害税制リスト対象国・地域が0に
2004年4月	中国「対外貿易法」改正	対外貿易権の届出制化
	中国「商業領域管理規則」制定	外資の商業領域への進出が可能化
2006年	OECD報告書アップデート	タックス・ヘイブンリスト対象が3カ国・地域に

出所: OECD(2006), 近藤(2006)より作成

(図 2-2)2000 年から 2005 年の実行ベース投資額(単位:万ドル)



出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

第3章 対中直接投資の構造変化

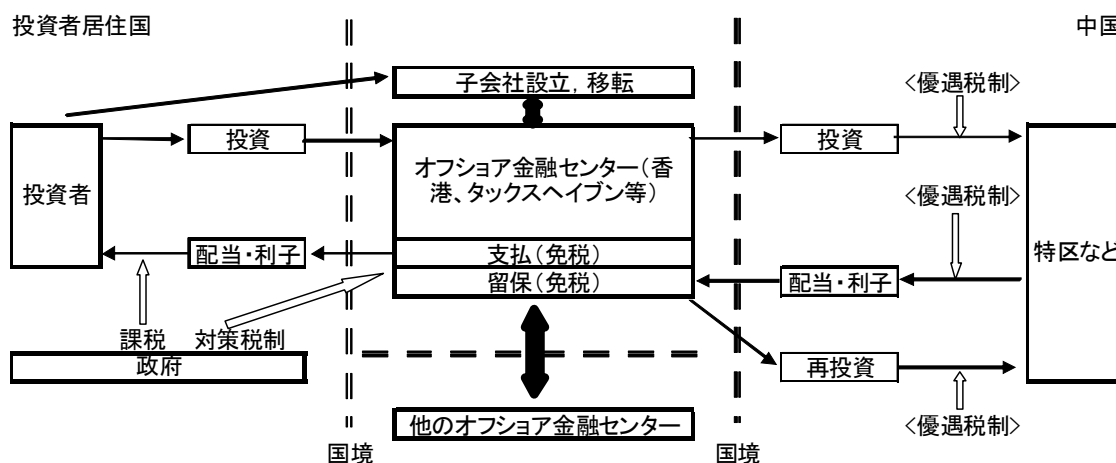
前章では、対中直接投資におけるタックス・ヘイブンの存在感が増している点を指摘した。本章では、タックス・ヘイブンを經由する意味について、租税回避の視点からその手法とこれを選択する動機を明らかにするとともに、この手法を組み込んだ対中直接投資が増加している現状を指摘し、タックス・ベースの縮小への対応策として、中国の所得税制度改革について述べる。

第1節 利益獲得とタックス・プランニング

香港やタックス・ヘイブンなどのオフショア金融センターは、非常に低い税率や課税の繰り延べなどの優遇措置を持つとともに、情報と資金の集積地でもあるため、情報収集・資金調達機能も併せ持っている。これに該当するのがロンドンのシティー、香港、シンガポール、一部のタックス・ヘイブンであり、優遇税制措置に限ればタックス・ヘイブンのほとんど全てが当てはまる。これを利用したタックス・プランニングを示したものが(図3-1)である。

投資者が個人の場合、オフショア金融センターに投資し、その配当を受け取って所在地国に納税する。これを回避するには、オフショア金融センターの所在地の居住者にならなければならない。法人の場合は、登記先を移すか、子会社を設立してオフショア金融センターを經由して投資を行う。対中直接投資の場合は中国が用意する優遇措置も受けられ、とくに再投資については所得税納付額の40%を還付される。また、中国ではタックス・ヘイブン対策税制が現在整備されておらず、オフショア金融センターを通じた投資、およびこれらの地域への利子・配当などの支払は税制上の制限を受けない。オフショア金融センターは、中国からの利子・配当などの所得について基本的に無税であり、投資者がオフショア金融センターから資金を移さない限り、無期限に課税を繰り延べることができる。もし投資者の所在地が、オランダやスイスなどの国外源泉所得に対する課税がない場合は、どの点でも課税が生じない¹⁶。

(図3-1)オフショア金融センターなどを介した対中直接投資におけるタックス・プランニング



出所:筆者作成

¹⁶ 本報告は、主として対中直接投資を分析対象としており、中国による対外直接投資については分析を行っていない。しかし、中国の対外直接投資は急増しており、2006年末で対外直接投資残高は750.3億ドルとなっている。また、このうち香港が422.7億ドル、ケイマン諸島が142.1億ドル、英領ヴァージン諸島が47.5億ドル3地域だけで81.6%を占めている。中国統計年鑑2007年版49ページ。

(図 3-1)のような方法によって、対中直接投資から得た利益について、オフショア金融センターを経由させることで課税の繰り延べを受けることができたり、課税を回避しつつ、オフショア金融センター間でのさらなる利益獲得を求めた資金移動が可能となっている。また、投資者の所在国の税制によっては、自分のポケットに入れるまで完全に無税となることもある。すなわち、対中直接投資の目的として、中国市場でのシェア獲得に加えて、中国市場からの利益獲得目的が強まっている可能性が生じている。

第2節 対中直接投資の新たな要素

これまで見てきたように、対中直接投資について、オフショア金融センターを用いた租税回避方法が導入されてきていることが明らかとなった。これまでも、香港を通じたタックス・プランニングは存在したが、それらのスキームの新たな経由地として、ケイマン諸島や英領ヴァージン諸島、モーリシャス、サモアなどのタックス・ヘイブンを台頭しており、対中直接投資のプロフィット・センターとしての役割を担い込んでいる。しかも、これら国・地域の1件当り投資額は極めて大きく、香港や台湾からの直接投資の数倍規模になっている。大規模投資案件がこれらの地域に集中している現状が明らかとなった。

これらの事実から、タックス・ヘイブンを経由した大規模投資が増えていることがわかる。(表 3-1)は英領ヴァージン諸島・ケイマン諸島・サモア・モーリシャスを利用する企業を所属地別に分類し¹⁷、その件数と実行ベースの投資額を示したものである。2005年のタックス・ヘイブン4カ国・地域からの対中直接投資3,557件のうち、1,297件が香港企業によって4地域に設立された組織を経由して中国へ投資されたものである。2005年は、香港企業と台湾企業による迂回投資が33.7%と同水準であり、この2地域で70%近くを占めていた。2006年は香港が過半数以上を占め、台湾¹⁸に続き欧米先進諸国にも若干利用が広がっており、分散傾向が見られる。日本や韓国の利用はあまり活発ではない。ただし、香港やその他地域に含まれるタックス・ヘイブンなどについては、その来源が不明となっている可能性がある。

(表 3-1)英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、サモア、モーリシャス(2006年のみ)を経由した
対中直接投資の来源(実行ベース、単位:件、万ドル)

	2005				2006			
	件数	シェア	実行額	シェア	件数	シェア	実行額	シェア
香港	1,297	36.5%	419,200	33.7%	2,298	56.0%	890,700	56.0%
台湾	1,517	42.6%	419,200	33.7%	1,026	25.0%	393,400	24.7%
米国	255	7.2%	72,100	5.8%	349	8.5%	135,400	8.5%
EU	75	2.1%	5,300	0.4%	243	5.9%	94,100	5.9%
韓国	6	0.2%	3,600	0.3%	21	0.5%	8,300	0.5%
日本	12	0.3%	1,200	0.1%	11	0.3%	4,500	0.3%
その他	395	11.1%	323,000	26.0%	158	3.8%	64,900	4.1%
タックス・ヘイブン4カ国計	3,557	100.0%	1,243,600	100.0%	4,106	100.0%	1,591,300	100.0%

出所:中国商務部外国投資管理司(2007)99 ページより作成

¹⁷ 中国商務部(2007)には、タックス・ヘイブンを利用する企業の所属地分類についての明示はないが、対中直接投資を行う際に企業が商務部に提出する合弁契約書などの書類には、登記国や住所、国籍などを記載するよう定められており、これを集計したのではないかと考えられる。監査法人トーマツ(2004)125 ページ。

¹⁸ 加藤弘之・上原一慶(2004)、範(2004)は、タックス・ヘイブンを経由した投資は、そのほとんど全てが台湾資本によるものであるとしている。しかし、中国商務部の統計が存在する2005年、2006年に限って言えば、そうとはいえない。この傾向が2004年以前にも見られたのか、それとも2005年以降の台湾の対中直接投資に変化が生じたのかについては、検証が必要である。

この点をもう少し明らかにするために、香港の直接投資統計を見てみる。(表 3-2)は、対香港直接投資の期末残高を国・地域別に見たものである。これを見ると明らかなように、香港への投資はタックス・ヘイブンが約 5 割、中国が約 3 割であり、日本・台湾・韓国などはいずれも小規模であることがわかる。

無論、香港への直接投資が全額中国へ行くとは考えられず、対中直接投資の動向を見るにはこれだけでは不十分である。しかし、これら二つの表からは、少なくともタックス・ヘイブンと香港の間での資金移動が非常に活発である点、他の国・地域がこれを独占的に使用している状況は考えにくいという点は指摘できるであろう。また、(表 3-2)で見るとおり、香港への直接投資の約 30%は中国国内からのものであり、中国居住者の資金運用目的や投資目的の資金移動が急増している点については、今後の動向として注意が必要である。

(表 3-2)2001 年から 2005 年の対香港直接投資統計(年末ストック, 単位:億香港ドル, %)

	2001		2002		2003		2004		2005	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
中国	9,581	29.3%	5,946	22.7%	7,701	26.0%	10,201	29.0%	12,719	31.4%
英領ヴァージン諸島	9,436	28.9%	7,794	29.7%	9,352	31.6%	10,293	29.2%	12,707	31.3%
オランダ	1,999	6.1%	2,049	7.8%	2,561	8.7%	3,072	8.7%	3,271	8.1%
バミューダ	3,157	9.7%	2,732	10.4%	2,548	8.6%	2,722	7.7%	2,715	6.7%
米国	1,937	5.9%	1,866	7.1%	1,876	6.3%	2,435	6.9%	2,058	5.1%
日本	1,166	3.6%	1,414	5.4%	1,422	4.8%	1,482	4.2%	1,317	3.2%
英国	454	1.4%	558	2.1%	481	1.6%	700	2.0%	885	2.2%
シンガポール	888	2.7%	735	2.8%	580	2.0%	871	2.5%	843	2.1%
ケイマン諸島	1,195	3.7%	449	1.7%	531	1.8%	618	1.8%	667	1.6%
タイ	37	0.1%	62	0.2%	51	0.2%	65	0.2%	332	0.8%
その他	2,847	8.7%	2,620	10.0%	2,499	8.4%	2,759	7.8%	3,049	7.5%
総計	32,697	100.0%	26,223	100.0%	29,604	100.0%	35,219	100.0%	40,563	100.0%

出所:香港経済年鑑および香港特別行政区政府統計処ホームページより作成

第 3 節 優遇税制と所得税改革

対中直接投資を行う場合、中国政府は多くの優遇措置を税制に設けている。また、中国は租税条約を 88 カ国と締結しているが、そのうち OECD2000 年報告書タックス・ヘイブンはマルタ、モーリシャス、セيشェル、バルバドス、バーレーンの 5 カ国である¹⁹。

¹⁹ 中国の租税条約締結国・地域は締結順に、日本、米国、フランス、イギリス、ベルギー、ドイツ、マレーシア、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、カナダ、スウェーデン、ニュージーランド、タイ、イタリア、オランダ、旧チェコスロバキア、ポーランド、オーストラリア、ブルガリア、パキスタン、クウェート、スイス、キプロス、スペイン、ルーマニア、オーストリア、ブラジル、モンゴル、ハンガリー、マルタ、アラブ首長国連邦、ルクセンブルク、韓国、ロシア、パプアニューギニア、インド、モーリシャス、クロアチア、ベラルーシ、スロベニア、イスラエル、ベトナム、トルコ、ウクライナ、アルメニア、ジャマイカ、アイスランド、リトアニア、ラトビア、ウズベキスタン、バングラディッシュ、旧ユーゴスラビア、スーダン、マケドニア、エジプト、ポルトガル、エストニア、ラオス、セيشェル、フィリピン、アイルランド、南アフリカ、バルバドス、モルドバ、キューバ、ベネズエラ、カザフスタン、インドネシア、オマーン、チュニジア、イラン、バーレーン、ギリシャ、キルギスタン、モロッコ、スリランカ、トリニダード・トバゴ、マカオ、アルバニア、ブルネイ、アゼルバイジャン、グルジ

直接投資導入のための租税措置は、(表 3-3)のように整えられてはいるものの、地域や期間が限られていたり、ハイテク産業のみなどその対象が限定されているものも多い。このため、税負担を避ける狙いから、優遇措置の終了などによって、タックス・ヘイブンを經由させる事例が増えている可能性がある。

2008 年から新しい企業所得税が実施される。新企業所得税は、それまで国内企業を対象とした企業所得税と、外国企業を対象とした外国企業・外商投資企業所得税の二つが統合されたものであり、内外の税制上の格差撤廃が柱となっている。とくに、優遇税制の廃止が予定されており、

また、タックス・ヘイブン対策税制²⁰が新たに導入されている。これにより、タックス・ヘイブンを迂回することで中国での課税を逃れていたものについては、とくにタックス・ヘイブンに所在する企業との取引や、中国居住者のタックス・ヘイブンとの取引については課税対象となる可能性が高くなるため、このようなタックス・プランニングを利用した対中直接投資は、中国税務当局のタックス・ヘイブン対策税制の運用次第では減少する可能性がある。

(表 3-3)中国の主な優遇税制(2007 年末まで)

税目	主な優遇措置
増値税	基本的に輸出免税。また、ソフトウェア・IC輸出企業は実質負担6%を超える部分を即返還。
	奨励業種における中国国産設備購入時の免税
関税・増値税	生産経営活動に必要な輸入設備・原材料の免税。
営業税	10年以上・1億元以上の投資を行う場合は5年間免税。
外国企業・外商投資企業所得税	投資企業は20%
	経済特区などに所在する企業は税率が15%。一部24%の優遇税率。
	政府が認めた企業は、利益獲得から2年免税、3年半減などのタックス・ホリディ。
	再投資に対する所得税額の40%(一部100%)の税額還付。
個人所得税	ハイテク企業に認定されれば、ストックオプションの再投資について個人所得税を免除。
不動産税	不動産原価の1.2%を毎年徴収するが、その内30%を減税する。

出所: 監査法人トーマツ(2007)、近藤(2006)より作成

ア、メキシコ、サウジアラビア、香港、アルジェリア、シンガポールの 88 カ国・地域である。中国国家税務総局 (<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n481009/index.html>) 参照。なお、日本の租税条約締結国は 2007 年 11 月現在 56 カ国・地域である。日中租税条約は香港・マカオ・台湾には効力が及ばない。財務省(<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/182.htm>)。20 新しい企業所得税法第 45 条に「由居民企业, 或者由居民企业和中国居民控制的设立在实际税负明显低于本法第四条第一款规定税率水平的国家(地区)的企业, 并非由于合理的经营需要而对利润不作分配或者减少分配的, 上述利润中应归属于该居民企业的部分, 应当计入该居民企业的当期收入。」と規定されている。中国に帰属すべき所得が流出している場合に対象となるため中国国内資金がタックス・ヘイブンを經由して戻ってくる投資や、近年増え始めた中国国内から外国への直接投資についても対象となる可能性が生じる。なお、対象税率などを定めた「中華人民共和国企業所得税实施条例」は、2007 年 11 月 29 日の中国国務院常務委員会で採決されているが、現時点で未公表である。

本報告では、対中直接投資に関する国・地域別統計を中心に、WTO 加盟前後の対中直接投資の構造についてみてきたが、タックス・ヘイブンと呼ばれる国・地域の存在感が非常に大きくなっていることが明らかとなった。対中直接投資について、構造的な変化が起きている可能性がある。これまでの分析をまとめると、以下のことが言える。

- ・対中直接投資の来源はタックス・ヘイブンが約 5 割、香港が約 3 割である。対香港直接投資の来源はタックス・ヘイブンが約 5 割、中国が約 3 割である。
- ・タックス・ヘイブンの利用主体は様々であり、タックス・ヘイブン同士の取引も多いことから、特定の国・地域が圧倒的に利用しているとは言いにくい。
- ・ケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、サモア、モーリシャスなどのタックス・ヘイブンを通じてなされる対中直接投資について、中国商務部は 2005 年と 2006 年の来源を公表しており、これによると香港が約 5 割、台湾が約 3 割であった。
- ・対中直接投資において、タックス・ヘイブンを利用したものは投資規模が大きい傾向が見られる。
- ・これらのことから、現在の対中直接投資はタックス・ヘイブンを迂回した投資が中心となっており、また規模の大きな投資案件は、ケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、サモア、モーリシャスなどのタックス・ヘイブンを経由する投資ルートが定着しつつある。

また、上記の分析結果から、以下の結論が得られる。すなわち、オフショア生産や市場獲得が対中直接投資の主要な動機であったが、WTO 加盟後は香港およびタックス・ヘイブンを利用したタックス・プランニングが組み込まれるようになっており、多国籍企業の世界規模での利益最大化を目的とした投資行動が顕著になっているといえる。

しかし、2008 年には企業所得税にタックス・ヘイブン対策税制が導入される予定であり、今後の対中直接投資、および近年急拡大している中国の対外直接投資及びそれがもたらすラウンド・トリップの動向に変化が生じる可能性が高まっており、継続してみていく必要がある。また、2000 年以前の統計を整理し、対中直接投資の長期間にわたる変化について明らかにすることも今後の課題である。

参考文献

(日本語)

- アーサーアンダーセン(2000)『アジア・太平洋の税務ガイド』東洋経済新報社
荒木一郎・西忠雄訳(2003)『全訳 中国 WTO 加盟文書』蒼蒼社
大河原健(2007)『国際税務プランニングの実行アプローチ』中央経済社
大橋英夫(2003)『シリーズ現代中国経済 5 経済の国際化』名古屋大学出版会
寛武雄編(2004)『改訂増補版中国投資・会社設立ガイドブック』(株)パワートレーディング
加藤弘之, 上原一慶編(2004)『中国経済論』ミネルヴァ書房
監査法人トーマツ(2007)『中国の税制と投資』
京都産業大学 ORC 中国経済プロジェクト(2006)『中国経済の市場化・グローバル化』晃洋書房
クリスチアン・シャヴァニュー, ロナン・バラン, 杉村昌昭訳(2007)『タックスヘイブン』作品社
小島麗逸編(1989)『中国経済統計・経済法解説』アジア経済研究所
近藤義雄(2005)『中国の企業所得税と会計実務』中央経済社
近藤義雄(2006)『中国現地法人の経営・会計・税務』中央経済社
財団法人交流協会編(2007)『台湾の経済 DATA BOOK 2006』財団法人交流協会
財団法人日中経済協会編(2007)『中国経済データハンドブック 2007 年版』財団法人日中経済協会
JETRO 対日投資部(2005)『諸外国における対内直接投資促進のための施策調査 調査報告書

【Ⅱ. 中国編】—中央政府／華東地域 5 都市—

- 篠原三代平(2003)『中国経済の巨大化と香港』勁草書房
白石常介(2007)『台湾の投資・会計・税務』税務経理協会
税理士法人トーマツ(2007)『アジア諸国の税法第 5 版』中央経済社
関下稔・板木雅彦・中川涼司編著(2006)『サービス多国籍企業とアジア経済』ナカニシヤ出版
田中修(2007)『検証現代中国の経済政策決定』日本経済新聞社
中国商務部編・松岡榮志・牧野文夫・劉徳強監訳(2004)
『中華人民共和国対外経済貿易法令集第 3 分冊』スパイラル出版
中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム(2002)『中国の WTO 加盟』蒼蒼社
中村正編(1993)『日英中経済貿易用語大辞典』東方書店
日僑通迅出版社(2004)『日文版台湾経済総覧 2004～5 年版』日僑通迅出版社
日本機械輸出組合(2007)『ベトナム・中国の税制に関する最近の動向とわが国の国際課税制度をめぐる
課題と問題点』

- 範建亭(2004)『中国の産業発展と国際分業』風行社
深尾光洋編著(2006)『中国経済のマクロ分析・高成長は持続可能か』日本経済新聞社
本庄資(2004)『国際的脱税・租税回避防止策』大蔵財務協会
増田耕太郎(2007)「中国の対中国輸入と香港の中国向け再輸出との関係」
『季刊国際貿易と投資』68 号, 財団法人国際貿易投資研究所
皆川芳輝(1993)『多国籍企業の租税戦略』名古屋大学出版会
S. ハイマー, 宮崎義一編訳(1981)『多国籍企業論』岩波書店
山本泰子・野田容助編(1997)『香港・台湾・中国の貿易構造と香港の再輸出貿易統計』アジア経済研究所
渡辺利夫(2006)『開発経済学入門』東洋経済新報社

(英語)

OECD, *OECD Economic Surveys CHINA*2005.

OECD (1998), *HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue*

OECD (2000), *Towards Global Tax Co-operation; Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices*

OECD (2001), *THE OECD'S PROJECT ON HARMFUL TAX PRACTICES; THE 2001 PROGRESS REPORT*

OECD (2004), *THE OECD'S PROJECT ON HARMFUL TAX PRACTICES; THE 2004 PROGRESS REPORT*

OECD (2006), *THE OECD'S PROJECT ON HARMFUL TAX PRACTICES; 2006 UPDATE ON PROGRESS IN MEMBER COUNTRIES, 2006*

Price Water House Coopers, *Doing Business and Investing in Mauritius, 2002*

(中国語)

劉佐(2006)『中国税制概覧』中国財政經濟出版社

陳湛頤・楊詠賢(2004)『香港日本關係年表』香港教育圖書公司

中国商務部國際貿易經濟合作研究院編(2005)『中国對外經濟貿易白皮書 2004』中信出版社

中国商務部外国投資管理司(2007)『2007 中国外商投資報告』

(年鑑など)

国务院發展研究中心主編『中国經濟年鑑』

華人經濟年鑑編纂委员会編『華人經濟年鑑』

經濟導報社編『香港經濟年鑑』

世界華商經濟年鑑編輯委员会編『世界華商經濟年鑑』世界華商經濟年鑑雜誌社

台北行政院主計處編『中華民國統計年鑑』

香港特別行政区政府統計處編『香港統計年刊』

中国国家統計局編『中国統計年鑑』

中国国家統計局貿易外經統計司編『中国貿易外經統計年鑑』

中国国家統計局貿易外經統計司編『中国對外經濟統計年鑑』

中国經濟貿易年鑑編輯委员会編『中国經濟貿易年鑑』

中国稅務年鑑編集委员会編『中国稅務年鑑』